資料３－２

規制改革アクションプランの進捗状況について

平成24年3月29日

経済産業省

概要

１．スマートメーターのインターフェース標準化
（重点番号８）

２．省エネ法における電力ピーク対策の積極評価等
（重点番号１９、２５等）

３．太陽光発電施設の工場立地法上の取扱いの見直し
（重点番号１１）

４．他の重点課題の進捗状況について（１３課題）

1. スマートメーターのインターフェース標準化（重点番号8）

1. スマートメーターの導入加速化に資するべく、昨年11月に、「スマートハウス標準化検討会」及び「スマートメータータスクフォース」を設置し、検討を開始。スマートメーターと住宅のエネルギー管理システム(HEMS: Home Energy Management System) とのインターフェースの標準化に向けた検討を行った。
2. 今年2月にとりまとめを行い、①スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化、②その前提となる電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一について、結論を得た。これを受け、東京電力ではスマートメーターのオープンな調達に向けて意見募集を行っているところ。

2020年代早期に原則全ての需要家にスマートメーターを導入

「エネルギー基本計画」（平成22年6月改定）

導入目標の前倒し

今後5年以内に総需要の8割をスマートメーター化
・インターフェースの標準化　等

「エネルギー需給安定行動計画」（平成23年11月1日）

スマートハウス標準化検討会※における インターフェース標準化に向けた検討

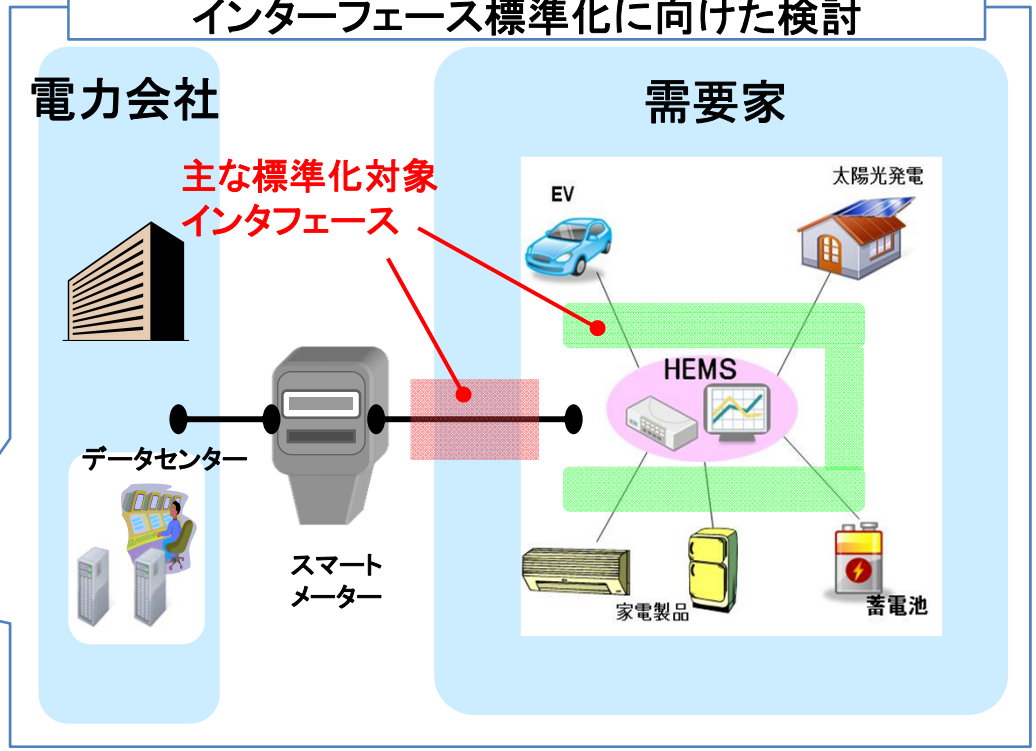

※官民合同のコンソーシアムであるスマートコミュニティーアライアンス内に設置。メンバーは電力・ガス、家電、通信等の産業界と学識経験者から構成される。

2. 省エネ法における電力ピーク対策の積極評価等（重点番号19、25等）

■　総合資源エネルギー調査会 省エネルギー部会における「中間取りまとめ」（本年2月末）を踏まえ、電力ピーク対策及び民生部門の省エネ対策を盛り込んだ省エネ法の改正案を、今通常国会に提出。

電力ピーク対策

■需要家側における対策

・　現行省エネ法は、エネルギー消費原単位の改善を図ることを目的としており、ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を評価する仕組みとなっていない。

・　したがって、需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS・HEMS）、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを積極的に評価できる体系にする。

民生部門の省エネ対策

■建築材料等に係るトップランナー制度

・　これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。

（現行の対象機器）乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等
23機器
（新規追加案）　窓、断熱材、水回り設備　等

※なお、2020 年までに全ての新築住宅・建築物について省エネルギー基準への適合を段階的に義務化することとし、その具体的な工程（対象、時期、水準）を本年4月に明示するよう関係省庁と調整する。

3. 太陽光発電施設の工場立地法上の取扱いの見直し（重点番号11）

1. 平成24年1月31日に、太陽光発電施設に係る工場立地法上の生産施設面積率の割合を50%から75%に拡大する措置を実施。
2. さらに、3月12日に産構審を開催、工場立地法において太陽光発電施設を規制対象外とする等の内容について了承を得たところ。
3. 7月1日の再生可能エネルギー特別措置法の施行に間に合うよう政省令改正を実施予定。

生産施設面積率の緩和に加え、更なる工場立地法の規制緩和を実施

①太陽光発電施設は工場立地法の対象外

未利用地等への設置

大規模太陽光発電施設
（メガソーラー）

工場以外の施設への設置

小学校の屋根

流通センターの屋根

○太陽光発電施設を未利用地や工場敷地以外の施設等に設置する場合は、自家発用、売電用共に、**工場立地法の対象外とし、工場立地法の届出と緑化義務は不要。**

②工場敷地への設置は環境施設

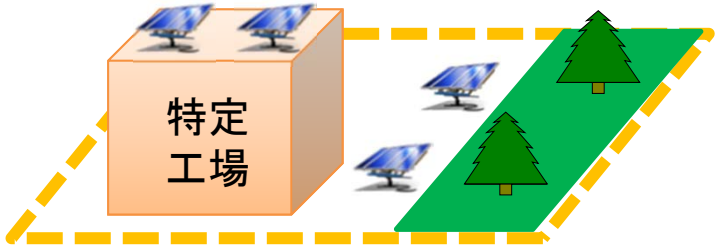

○工場敷地内に太陽光発電施設を設置する際は、自家発電や売電といった発電の用途や、設置主体にかかわらず**環境施設**。

4. その他の重点課題の進捗状況について（13課題）

重点番号	項目名	結論
1	自家発補給契約の見直し	3月28日にガイドラインを公表、実施
2	インバランス料金の引き下げ	3月23日に改正省令を公布、今夏までに施行
3	自家発余剰電力の有効活用	措置済み
4	送電における広域的運用の実施	公の場で検討開始
5	再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備	再生可能エネルギーの買取制度の導入までに措置
6	柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化	電力会社に柔軟な料金メニューの設定を更に促す
7	スマートメーター導入加速化のための制度的枠組み	・改正省エネ法を国会に提出 ・検定手数料引下げのための政令改正を検討中（6月中を目途に施行）

重点番号	項目名	結論
9	卸・IPPの発電余力の活用	措置済み
10	電気事業法上の保安規制の見直し	一部、平成23年度に結論に至り、平成24年度措置予定。一部、平成24年度に結論・措置予定
20	需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力	改正省エネ法を国会に提出
23	住宅・建築物の省エネ基準の見直し*	建築物は平成24年度中、住宅は平成24年度以降できる限り早期に施行
24	住宅・建築物のラベリング制度の充実*	・今国会提出の低炭素まちづくり促進法案で認定制度を創設予定 ・既存ラベリング制度の充実を平成25年度前半までに実施
26	熱エネルギーの活用のための制度整備*	再エネ熱・未利用熱の利用促進のための通達等を整備。省庁間連携を引き続き推進

（＊：国土交通省と連携）